



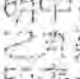


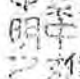



平成16年(行ウ)第68号

原告 村越啓雄 外50名
被告 千葉県知事 外2名

請求の趣旨の変更申立書

2009(平成21)年4月30日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら代理人	弁護士	菅	野	泰	
同		廣	瀬	理	夫 
同		中	丸	素	明 
同		植	竹	和	弘 
同		拝	師	徳	彦 
同		及	川	智	志 
同		島	田	亮	
同		山	口	仁	
同		近	藤	裕	香 

第1 原告は請求の趣旨を次の通り変更する。

1 被告千葉県水道局長及び千葉県企業庁長は、八ツ場ダムに関し、次の各負担金を支出してはならない。

(1) 特定多目的ダム法第7条に基づく建設費負担金

(2) 水源地域対策特別措置法第12条第1項に基づく水源地域整備事業の経費負担金

(3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金

2 被告千葉県水道局長及び同千葉県企業庁長が、国土交通大臣に対し、八ツ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実が違法であることを確認する。

3 被告千葉県知事は、八ツ場ダムに関し、次の各負担金及び操出金を支出してはならない。

(1) 河川法第63条に基づく受益者負担金

(2) 千葉県水道局長及び千葉県企業庁長が特定多目的ダム法第7条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行う一般会計から水道事業及び工業用水事業特別会計に対する操出金

4 被告千葉県知事は、千葉県を代表して次の損害賠償請求をせよ。

債務者堂本暁子(平成15年9月10日から同21年4月4日まで千葉県知事の地位にあった者)に対し、金6,514,743,621円並びに内金1,022,747,800円に対する平成16年8月27日から支払い済みに至るまで、内金5,491,995,821円に対する平成21年3月2日から支払い済みに至るまで、各年5分の割合による遅延損害金

5 被告千葉県水道局長は、千葉県を代表して次の損害賠償請求をせよ。

(1) 債務者相原茂雄(平成15年9月10日から同17年3月31日まで千葉県水道局長の地位にあった者)に対し、金1,139,538,021円並びにこれに対する平成17年2月23日から支払い済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金、

(2) 債務者金親信一(同17年4月1日から同19年3月31日まで千葉県水道局長の地位にあった者)に対し、金2,525,465,276円並びにこれに対する平成19年3月22日から支払い済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金、

(3) 債務者堺谷操(同19年4月1日から同20年3月31日まで千葉県水道局長の地位にあった者)に対し、金1,451,441,305円並びにこれに

対する平成20年2月18日から支払い済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金、

- (4) 債務者山本修平（同20年4月1日から同21年3月31日まで千葉県水道局長の地位にあった者）に対し、金1,098,446,949円並びにこれに対する平成21年2月18日から支払い済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金

6 被告千葉県企業庁長は、千葉県を代表して次の損害賠償請求をせよ。

- (1) 債務者椎名賢（平成15年4月1日から同16年3月31日まで千葉県企業庁長の地位にあった者）に対し、金75,786,231円並びにこれに対する平成16年3月31日から支払い済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金、
- (2) 債務者山口用一（同16年4月1日から同17年3月31日まで千葉県企業庁長の地位にあった者）に対し、金167,097,089円並びにこれに対する平成17年3月18日から支払い済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金、
- (3) 債務者二野宮淳吉（同17年4月1日から同18年3月31日まで千葉県企業庁長の地位にあった者）に対し、金581,492,792円並びにこれに対する平成18年2月15日から支払い済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金、
- (4) 債務者古川巖水（同18年4月1日から同19年5月31日まで千葉県企業庁長の地位にあった者）に対し、金733,364,780円並びにこれに対する平成19年2月16日から支払い済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金、
- (5) 債務者吉田実（同19年6月1日から同21年3月31日まで千葉県企業庁長の地位にあった者）に対し、金1,483,017,289円並びにこれに対する平成21年2月3日から支払い済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金

第2 変更の理由

- 1 本書面において、原告が請求の趣旨の変更を求める点は、
- ① 訴状記載請求の趣旨第3項(2)、(3)を取り下げ、撤回すること、
 - ② 訴状記載請求の趣旨第4項の請求すべき金額を増額すること、
 - ③ 同第5項及び6項について、被告に求める請求の相手方を変更し、あるいは金額を増額すること、

である。以下、詳説する。

2 まず、訴状記載請求の趣旨第3項(2)、(3)は、知事に対し、各負担金の支出を差し止めるよう求めるものであるが、これら各負担金の支出については、千葉県水道局長あるいは千葉県企業庁長が支出しており、このような場合に本来の公金支出権者である知事に、支出差し止めの権限が尚あるのかについては、争いがあるところであるので、本件においては、敢えて知事に対して求めないとするものである。

3 次に、訴状記載請求の趣旨第4項については、本件訴状を提出した時期には、未だ現実に支出された金額が訴状記載の金額であったが、その後、ダム本体関係で千葉県負担分として別表治水負担分合計①欄記載の通り、支出されているので、既に支出された金員の返還を求めるため、金額を増額し、請求の趣旨を拡張するものである。

尚、遅延損害金の起算点のうち、平成16年8月27日は、訴状提出時点での最終支出命令日であり、同21年3月2日は、その後の各支出金員の最終支出命令日である。

4 訴状記載請求の趣旨第5項については、原告らが千葉県水道局長に対し、前項と同じく金員支出の差し止めを求めていた金員について、ダム本体関係で千葉水道局負担分合計②欄、水特法12条に基づく事業費関係で千葉県水道局負担分合計④欄、及び基金の事業費関係で千葉県水道局負担分合計⑥欄記載の如く、それぞれ既に支出されてしまったため、それぞれの金員支出当時の4名の千葉県水道局長に対し、それぞれ当該支出金額を請求するよう被告千葉県水道局長に求めるため請求の趣旨を変更するものである。

尚、遅延損害金の起算点は、それぞれの各水道局長当時の最終支出命令日である。

5 訴状記載請求の趣旨第6項についても、原告らは千葉県企業庁長に対し、前項と同様、支出差し止めを求めていたところ、ダム本体関係で千葉県企業庁負担分別表合計③欄、水特法12条に基づく事業費関係で千葉県企業庁負担分合計⑤欄、及び基金の事業費関係で千葉県企業庁負担分合計⑦欄記載の如く、それぞれ既に支出されてしまったため、それぞれの金員支出当時の5名の千葉県企業庁長に対し、それぞれ当該支出金額を請求するよう被告千葉県企業庁長に求めるため請求の趣旨を変更するものである。

尚、遅延損害金の起算点は、それぞれの各企業庁長当時の最終支出命令日である。

(1) ダム本体関係

千葉県(県土整備部)負担分(河川法第63条に基づく治水負担金)				
	支出負担行為	支出命令	支出	支出額
平成 1 6 年度	平成16年12月2日	平成16年12月2日	平成16年12月10日	183,185,665円
	平成17年3月18日	平成17年3月18日	平成17年3月31日	139,774,000円
	小計			322,959,665円
平成 1 7 年度	平成17年8月30日	平成17年8月30日	平成17年9月12日	558,286,000円
	平成17年11月30日	平成17年11月30日	平成17年12月12日	521,993,616円
	平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月31日	83,998,000円
	小計			1,164,277,616円
平成 1 8 年度	平成18年8月30日	平成18年8月30日	平成18年9月11日	815,700,000円
	平成18年12月7日	平成18年12月7日	平成18年12月11日	287,599,397円
	平成19年3月12日	平成19年3月12日	平成19年3月31日	272,651,000円
	小計			1,375,950,397円
平成 1 9 年度	平成19年8月29日	平成19年8月29日	平成19年9月10日	822,772,000円
	平成19年12月3日	平成19年12月3日	平成19年12月10日	63,414,259円
	平成20年2月28日	平成20年2月28日	平成20年3月10日	630,515,000円
	小計			1,516,701,259円
平成 2 0 年度	平成20年9月3日	平成20年9月3日	平成20年9月10日	697,230,000円
	平成20年12月15日	平成20年12月15日	平成20年12月24日	72,749,884円
	平成21年3月2日	平成21年3月2日	平成21年3月10日	342,127,000円
	小計			1,112,106,884円
治水負担分合計 ①				5,491,995,821円

千葉県水道局負担分(特ダム法第7条に基づく利水負担金)				
	支出負担行為	支出命令	支出	支出額
平成 16 年度	平成16年4月6日	平成16年11月26日	平成16年12月3日	146,825,000円
	平成16年12月17日	平成17年2月23日	平成17年3月4日	144,712,000円
	小計			291,537,000円
平成 17 年度	平成17年5月11日	平成17年6月2日	平成17年6月30日	299,971,000円
	平成17年5月11日	平成17年8月17日	平成17年8月31日	266,640,000円
	平成17年5月11日	平成17年11月1日	平成17年11月15日	199,981,000円
	平成17年5月11日	平成18年2月15日	平成18年2月28日	166,650,000円
	小計			933,242,000円
平成 18 年度	平成18年5月17日	平成18年6月26日	平成18年6月30日	359,047,000円
	平成18年5月17日	平成18年8月17日	平成18年8月31日	342,727,000円
	平成18年5月17日	平成18年11月24日	平成18年12月5日	261,126,000円
	平成18年5月17日	平成19年2月16日	平成19年2月28日	202,013,000円
	小計			1,164,913,000円
平成 19 年度	平成19年5月1日	平成19年6月18日	平成19年6月29日	394,480,000円
	平成19年5月1日	平成19年8月13日	平成19年8月31日	364,893,000円
	平成19年5月1日	平成19年11月14日	平成19年11月30日	295,860,000円
	平成19年5月1日	平成20年2月18日	平成20年2月29日	210,389,000円
	小計			1,265,622,000円
平成 20 年度	平成20年5月20日	平成20年6月19日	平成20年6月30日	294,077,000円
	平成20年5月20日	平成20年8月21日	平成20年8月29日	294,076,000円
	平成20年12月5日	平成20年12月5日	平成20年12月15日	196,051,000円
	平成21年2月13日	平成21年2月18日	平成21年2月27日	192,516,000円
	小計			976,720,000円
千葉県水道局負担分合計 ②				4,632,034,000円

千葉県企業庁負担分(特ダム法第7条に基づく利水負担金)				
	支出負担行為	支出命令	支出	支出額
平成 1 6 年 度	平成16年5月19日	平成16年11月29日	平成16年12月6日	30,911,000円
	平成17年2月17日	平成17年3月18日	平成17年3月31日	32,455,000円
	小計			63,366,000円
平成 1 7 年 度	平成17年5月20日	平成17年6月21日	平成17年6月30日	173,996,000円
	平成17年5月20日	平成17年8月17日	平成17年8月31日	154,663,000円
	平成17年5月20日	平成17年11月7日	平成17年11月15日	115,998,000円
	平成17年5月20日	平成18年2月15日	平成18年2月28日	96,664,000円
	小計			541,321,000円
平成 1 8 年 度	平成18年5月31日	平成18年6月23日	平成18年6月30日	210,507,000円
	平成18年5月31日	平成18年8月16日	平成18年8月31日	200,938,000円
	平成18年5月31日	平成18年11月22日	平成18年12月5日	153,095,000円
	平成18年5月31日	平成19年2月16日	平成19年2月28日	118,439,000円
	小計			682,979,000円
平成 1 9 年 度	平成19年4月23日	平成19年6月21日	平成19年6月29日	227,647,000円
	平成19年4月23日	平成19年8月10日	平成19年8月31日	210,574,000円
	平成19年4月23日	平成19年11月14日	平成19年11月30日	170,735,000円
	平成19年4月23日	平成20年2月18日	平成20年2月29日	121,412,000円
	小計			730,368,000円
平成 2 0 年 度	平成20年5月8日	平成20年6月18日	平成20年6月30日	170,502,000円
	平成20年5月8日	平成20年8月20日	平成20年8月29日	170,503,000円
	平成20年12月3日	平成20年12月3日	平成20年12月15日	113,668,000円
	平成21年2月3日	平成21年2月3日	平成21年2月27日	112,169,000円
	小計			566,842,000円
千葉県企業庁負担分合計 ③				2,584,876,000円

(2) 水特法第12条に基づく事業費関係(水源地域整備事業の経費負担)

千葉県水道局負担分(水特法負担金)				
	支出負担行為	支出命令	支出	支出額
平成 16 年度	平成16年9月14日	平成16年9月14日	平成16年9月30日	43,302,000円
	平成16年12月22日	平成17年1月17日	平成17年1月28日	64,999,331円
	小計			108,301,331円
平成 17 年度	平成17年9月20日	平成17年9月20日	平成17年9月30日	78,110,000円
	平成17年12月28日	平成18年1月11日	平成18年1月31日	80,293,146円
	小計			158,403,146円
平成 18 年度	平成18年9月20日	平成18年9月20日	平成18年9月29日	103,018,000円
	平成18年12月27日	平成19年1月15日	平成19年1月31日	74,212,567円
	小計			177,230,567円
平成 19 年度	平成19年9月14日	平成19年9月14日	平成19年9月28日	79,724,000円
	平成20年1月16日	平成20年1月22日	平成20年1月31日	59,213,770円
	小計			138,937,770円
平成 20 年度	平成20年7月2日	平成20年9月17日	平成20年9月30日	64,438,000円
	平成20年12月24日	平成21年1月23日	平成21年2月2日	45,087,451円
	小計			109,525,451円
千葉県水道局負担分合計 ④				692,398,265円

千葉県企業庁負担分(水特法負担金)				
	支出負担行為	支出命令	支出	支出額
平成 16 年度	平成16年6月21日	平成16年9月15日	平成16年9月30日	9,184,000円
	平成17年1月17日	平成17年1月17日	平成17年1月31日	13,785,429円
	小計			22,969,429円
平成 17 年度	平成17年6月7日	平成17年9月13日	平成17年9月30日	16,566,000円
	平成17年12月21日	平成18年1月17日	平成18年1月31日	17,029,430円
	小計			33,595,430円
平成 18 年度	平成18年7月6日	平成18年9月12日	平成18年9月29日	21,848,000円
	平成18年12月26日	平成19年1月17日	平成19年1月31日	15,740,504円
	小計			37,588,504円
平成 19 年度	平成19年6月21日	平成19年9月6日	平成19年9月28日	33,834,000円
	平成20年1月18日	平成20年1月22日	平成20年1月31日	25,130,425円
	小計			58,964,425円
平成 20 年度	平成20年7月2日	平成20年9月16日	平成20年9月30日	56,634,000円
	平成20年12月19日	平成21年1月19日	平成21年1月30日	39,627,949円
	小計			96,261,949円
千葉県企業庁負担分合計 ⑤				249,379,737円

(3) 基金の事業費関係

千葉県水道局負担分(基金負担金)				
	支出負担行為	支出命令	支出	支出額
平成 1 6 年 度	平成16年6月4日	平成16年12月7日	平成16年12月17日	14,074,981円
	還付請求 平成17年3月22日	納入通知 平成17年3月22日	平成17年3月31日	▲46,233円
	小計			14,028,748円
平成 1 7 年 度	平成17年6月28日	平成17年7月5日	平成17年7月15日	19,227,036円
	平成17年6月28日	平成17年12月14日	平成17年12月28日	15,449,741円
	還付請求 平成18年3月22日	納入通知 平成18年3月22日	平成18年3月31日	▲3,557,258円
	小計			31,119,519円
平成 1 8 年 度	平成18年6月22日	平成18年7月3日	平成18年7月20日	35,800,468円
	平成18年6月22日	平成18年12月7日	平成18年12月20日	28,024,186円
	還付請求 平成19年3月22日	納入通知 平成19年3月22日	平成19年3月30日	▲3,267,610円
	小計			60,557,044円
平成 1 9 年 度	平成19年6月20日	平成19年6月21日	平成19年6月29日	31,755,451円
	平成19年6月20日	平成19年12月28日	平成20年1月21日	17,098,331円
	還付請求 平成20年3月12日	納入通知 平成20年3月12日	平成20年3月31日	▲1,972,247円
	小計			46,881,535円
平成 2 0 年 度	平成20年6月27日	平成20年6月27日	平成20年7月4日	22,998,787円
	還付請求 平成21年3月19日	納入通知 平成21年3月19日	平成21年3月31日	▲10,797,289円
	小計			12,201,498円
千葉県水道局負担分合計 ⑥				164,788,344円

千葉県企業庁負担分(基金負担金)				
	支出負担行為	支出命令	支出	支出額
平成 16 年度	平成16年7月5日	平成16年12月7日	平成16年12月15日	2,974,408円
	還付請求 平成17年3月18日	納入通知 平成17年3月18日	平成17年3月28日	▲9,770円
	小計			2,964,638円
平成 17 年度	平成17年7月6日	平成17年7月8日	平成17年7月15日	4,063,172円
	平成17年7月6日	平成17年12月15日	平成17年12月26日	3,264,931円
	還付請求 平成18年3月22日	納入通知 平成18年3月23日	平成17年3月28日	▲751,741円
	小計			6,576,362円
平成 18 年度	平成18年7月4日	平成18年7月5日	平成18年7月14日	7,565,569円
	平成18年7月4日	平成18年12月8日	平成18年12月21日	5,922,238円
	還付請求 平成19年3月23日	納入通知 平成19年3月26日	平成19年3月30日	▲690,531円
	小計			12,797,276円
平成 19 年度	平成19年5月28日	平成19年6月15日	平成19年6月29日	13,465,364円
	平成19年5月28日	平成20年1月8日	平成20年1月21日	7,250,259円
	還付請求 平成20年3月18日	納入通知 平成20年3月18日	平成20年3月31日	▲836,298円
	小計			19,879,325円
平成 20 年度	平成20年5月23日	平成20年6月23日	平成20年7月4日	20,171,588円
	還付請求 平成21年3月23日	納入通知 平成21年3月23日	平成21年3月31日	▲9,469,998円
	小計			10,701,590円
千葉県企業庁負担分合計 ⑦				52,919,191円

(注)支出額欄の▲印は、基金において精算を行い、基金から戻入されたものを示す。